

保険料率の改定について

社会保険料率・雇用保険料率の改定等について簡単にご紹介します。

1. 社会保険料率について

以下のように2022年3月分（4月支払い給与より）より、改定しております。

	改定前	改定後
健康保険料率	10.16%	10.27%
介護保険料率	1.80%	1.64%
厚生年金保険料率（改定なし）	18.3%	
子ども・子育て拠出金（改定なし）	0.36%	

2. 雇用保険料率

雇用保険料率については、現在、改正法案を提出しており、法案のとおり成立した場合は下記のように改正になります。（年度の当初と途中で改正予定）

【令和4年4月1日～令和4年9月30日】

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般事業 （令和3年度）	3/1,000 3/1,000	6.5/1,000 6/1,000	9.5/1,000 9/1,000
農林・水産・清酒製造 （令和3年度）	4/1,000 4/1,000	7.5/1,000 7/1,000	11.5/1,000 11/1,000
建設業 （令和3年度）	4/1,000 4/1,000	8.5/1,000 8/1,000	12.5/1,000 12/1,000

【令和4年10月1日～令和5年3月31日】

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般事業 （令和3年度）	5/1,000 3/1,000	8.5/1,000 6/1,000	13.5/1,000 9/1,000
農林・水産・清酒製造 （令和3年度）	6/1,000 4/1,000	9.5/1,000 7/1,000	15.5/1,000 11/1,000
建設業 （令和3年度）	6/1,000 4/1,000	10.5/1,000 8/1,000	16.5/1,000 12/1,000

※年度更新について、令和3年度確定保険料は通常のまま、令和4年度の概算保険料は賃金集計表で上記期間ごとに区切って計算し、概算保険料の合計を申告・納付する予定です。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

